非開示理由の類型

情報公開条例に定める非公開理由と同様に整備

(現　行)

法令秘情報(16条1号)

評価等情報(16条2号)

第三者情報(16条3号)

国等協力関係情報(16条4号)

事務事業執行情報(16条5号)

取締り、監査、検査、争訟、交渉その他の事務事業

生命等保護情報(16条6号)

- 人の生命保護
- 生活安全の確保
- 秩序の維持

(基本的な考え方のイメージ)

法令秘情報

法令に基づく政令による 明示の指示 を加える

評価等情報

個人(開示請求者以外)情報

事業を営む個人の当該事業以外に関する個人情報

法人等情報

事業を営む個人の当該事業に関する情報

削除（地方分権推進の観点から、独立した非公開理由は不要。実質的に保護すべき情報があれば、他の非公開理由で判断）

事務事業執行情報

- 監査、検査、取締り又は試験に係る情報
- 契約、交渉又は争訟に係る情報
- 調査研究に係る情報
- 人事管理に係る情報
- 市等が経営する企業に係る情報

生命等保護情報

- 人の生命保護
- 生活安全の確保

削除（侵害を受ける者の保護を図る観点からの規定とする）

審議検討情報

- 率直な意見の交換、又は意思決定の中立性を損なう情報
- 市民の間に混乱を生じる情報
- 特定の者に利益を与え、又は不利益を及ぼす情報